# 甲府市上下水道局庁舎 自動販売機設置に係る

仕 様 書

令和7年2月

甲府市上下水道局

# 目 次

1	自動	販売機の作	上様				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
	(1)	規格	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•		1
	(2)	環境対策			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
	(3)	デザイン等	争			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
2	販売	品目等		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
3	自動	販売機の記	设置	•	管	理	•	運	営				•	•	•	•	•	•	•	•	2
	(1)	安全対策			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2
	(2)	商品補充・	変	更	•	消	費	期	限	0	確	認				•	•	•	•		2
	(3)	電気子メー	ータ	_				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2
	(4)	売上金の回	回収	及	び	·つ	ŋ	銭	の	補	充				•	•	•	•	•		2
	(5)	事故・故障	章時	の	対	応				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2
	(6)	使用済み名	器容	の	口	収				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3
	(7)	清掃	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3
4	費用	]負担	•		•		•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•		3
	(1)	電気代		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3
	(2)	自動販売機	幾の	設	置	にに	係	る	費	用				•	•	•	•	•	•		3
5	貸付	料		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3
6	使用	上の注意			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		4
7	原状	回復	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		4

#### 甲府市上下水道局庁舎飲料用自動販売機設置に係る賃貸借仕様書

甲府市上下水道局庁舎への飲料用自動販売機設置を希望する事業者(以下「設置事業者」 という。)は、以下の点に留意し、入札に参加することとする。

#### 1 自動販売機の仕様

#### (1) 規格

物件番号	幅 (mm)	奥行き (mm)	高さ (mm)	使用可能面積 (㎡)	備考
1	1, 600 (500)	1, 200 (1, 000)	2,000	2.42	甲府市上下水道局 本局庁舎
2	1, 600 (500)	1, 200 (1, 000)	2,000	2.42	甲府市上下水道局 本局庁舎
3	1, 600 (500)	1, 200 (1, 000)	2,000	2.42	平瀬浄水場
4	1,600 (500)	1, 200 (1, 000)	2,000	2.42	甲府市浄化センター

- ※( )内数字は使用済容器回収ボックス置場の寸法とし、使用可能面積は自動販売機 置場との合計面積とする。また、( )書きの寸法がない物件については、その寸法に 使用済容器回収ボックス置場を含むものとする。
- ※ 貸付面積内に自動販売機・転倒防止器具・放熱余地・子メーター設置部分・使用済容器回収ボックス等の全てが収まる大きさとすること。

#### (2) 環境対策

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(省エネ法)及び「自動販売機設置自 主ガイドライン」(日本自動販売協会)を遵守し、部分冷却保温機能、ヒートポンプ 機能、ノンフロン対応といった消費電力量の低減や環境対策機能を備えた機種とす ること。

(3) デザイン等

デザイン、外観色については、設置場所への景観配慮に努めたものとすること。

### 2 販売品目等

- (1) 販売品目は、コーヒー飲料、無糖茶飲料、炭酸飲料、果汁飲料、野菜飲料、飲酸飲料、スポーツドリンク、ミネラルウォータ等の飲料とすること。
- (2) 缶、ペットボトル、紙パック、ビンの容器とし、コップ容器式は除く。
- (3) 販売価格は、メーカー希望小売価格から20円以上減額した価格とすること。
- (4) 物件番号1、2については、並列設置とするので、同じ飲料メーカーの自動販機又

は主要商品が同じ飲料メーカーとなる自動販売機同士の設置は認めない。

(5) 自動販売機種及び商品の具体的な構成については協議すること。

#### 3 自動販売機の設置・管理・運営

#### (1) 安全対策

自動販売機の設置における安全を確保するため、以下のとおり安全対策を講じること。

ア 転倒防止のため「自動販売機の据付基準」(JIS 規格)及び「自動販売機の屋内 据付基準」(業界自主基準)を遵守し、できる限り庁舎の躯体に負担が掛からない 方法で耐震対策(転倒防止策)を施すなど、安全に設置すること。

なお、設置及び撤去にあたり必要となる工事等に要する費用は、設置事業者の 負担とする。

- イ 販売物品の安全性確保のため「食品添加物等の規格基準」(食品衛生法)、「自動 販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」(業界自主基準)等を遵守し、販売商 品の衛生管理に万全を尽くすこと。
- ウ 防犯対策のため、硬貨選別装置・紙幣識別装置のプログラム改変により偽造通 貨や偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすこと。また、「自販機堅牢化 基準」(日本自動販売機工業会)を遵守し、防犯対策を講じた機種とすること。
- (2) 商品補充・変更・消費期限の確認

設置事業者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認を行うこと。また、販売物品を起因とする事故等の発生に対しては、設置者の責任において誠実に対応すること。

#### (3) 電気子メーター

設置事業者は、自動販売機に使用電力計測用の電気子メーター(計量法に基づく検 定又は基準適合検査に合格したもので、有効期限内のもの)を設置し、自動販売機に 伴う電気料金を負担すること。

なお、電気子メーターの設置に必要となる工事費に要する一切の費用は、設置事業者の負担とする。

(4) 売上金の回収及びつり銭の補充

設置事業者においては、売上金の回収及びつり銭の補充を行うこと。

(5) 事故・故障時の対応

設置事業者は、設置する自動販売機に故障発生時の緊急連絡先を明示するとともに、 自動販売機の故障、問い合わせ先及び苦情については全て設置事業者の責任において、 迅速に対応すること。

また、自動販売機の設置管理運営上の事故等について、設置事業者の責に帰する理由により発生した事故や故障については、設置事業者の責任において処理するものとし、事故や故障の原因及び内容について速やかに報告すること。

#### (6) 使用済み容器の回収

設置事業者は、使用済み容器の回収について、次の点に留意すること。

- ア 原則として、自動販売機1台につき最低2基の割合で、設置事業者の負担において、樹脂製又は金属製の使用済み容器回収ボックスを設置すること。
- イ 使用済み容器の溢れや周囲に散乱することのないよう、十分な収容容積を確保 すること。
- ウ 使用済み容器の回収は、設置事業者の責任において適切な頻度で行い、臭気等で不衛生な状態とならないこと及び回収ボックスから溢れることがないよう細心の注意を払うこと。なお、回収は開庁日のみとし、閉庁日における作業は認めない。
- エ 使用済み容器の処理は、容器包装リサイクル法(平成7年法律第112号)などの関係法令に基づき、適切に行うこと。

#### (7) 清掃

自動販売機の美観を損なわないよう細かくチェックしながら自動販売機内外の清掃を行い、清潔さを保つこと。

#### 4 費用負担

#### (1) 電気代

自動販売機にかかる電気代は、設置場所貸付料とは別に、設置事業者が甲府市上下 水道局に対して支払うものとする。

電気料金は、貸付場所を包含する施設全体の電気料金に、貸付場所を包含する施設 全体の電気使用量に対する子メーターの使用量の割合を乗じた額とする。

なお、電気使用量の算出にあたっては、設置事業者の負担による子メーターにより、 毎年度2回(9月と3月)検針を実施するものとする。

#### (2) 自動販売機の設置に係る費用

自動販売機の設置に際し、電気工事等を必要とする場合、その費用は設置事業者が 負担するものとする。なお、工事を実施する際は、甲府市上下水道局庁舎管理責任者 の指示に従うこととする。

#### 5 貸付料

貸付料は、年額とする。物件番号1、2、4については、設置事業者として決定した者の入札金額をもって年額貸付料とし、物件番号3については、設置事業者として決定した者の入札金額に100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって年額貸付料とする。

#### 6 使用上の注意

貸付決定以降、貸付期間終了までの間は以下の事項について遵守すること。

- (1) 賃貸借契約の条件を遵守し、貸付料を確実に納付すること。
- (2) 貸付物件への建物の建築や工作物の設置を行わないこと。
- (3) 貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為を行わないこと。
- (4) 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定しないこと。

## 7 原状回復

設置事業者は、貸付期間が満了、又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復し、 庁舎管理責任者の確認を受けること。なお、原状回復に要する費用は設置事業者の負担と し、設置事業者は一切の補償を甲府市上下水道局に対し求めることが出来ない。